

鹿児島県立短期大学振興会会則

(名 称)

第1条 本会は、鹿児島県立短期大学振興会（以下「振興会」という。）という。

(目 的)

第2条 振興会は、鹿児島県立短期大学における教育の振興を援助し、地域社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 振興会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本学の教育研究を通じ地域の向上発展に資するための事業援助
- (2) 教育文化交流事業等への参加援助
- (3) 課外活動並びに福利厚生事業への援助
- (4) 振興基金の造成
- (5) その他本会の目的を達成するに必要な事業

(会 員)

第4条 振興会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 本学に在学する学生の保護者等のうち、本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者
- (2) 賛助会員 正会員以外の者で本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者
- (3) 特別賛助会員 振興会の趣旨に賛同する法人又は団体

(役 員)

第5条 振興会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 3 人
- (3) 常任理事 1 人
- (4) 理事 35 人以内（会長、副会長及び常任理事を含む。）
- (5) 監事 2 人

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第6条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、振興会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 常任理事は、理事会の会務を処理する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- (5) 監事は、振興会の会計を監査する。

(役員を選出方法)

第7条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事は、会員の中から総会で互選する。
- (2) 会長及び副会長は、理事の中から理事会で互選する。
- (3) 常任理事は、大学事務局長の職にある者を充てる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、本学に在学する学生が第二部の学生である者の任期は3年とする。

なお、当該学生が本学学生でなくなった場合はこの限りでない。

2 役員は、再任されることができる。

3 補欠の役員任期は、前任者の残存期間とする。

4 役員が辞任し、又は任期満了となった場合は、後任者が就任するまでの間、前任者がその職務を行うものとする。

(顧 問)

第9条 振興会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務について会長の諮問に応える。

(会 議)

第10条 振興会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集し、その議長となる。

3 会議の議事は、出席者及び委任状提出者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議は、集合またはインターネットによるオンライン会議とする。

(議決事項)

第11条 総会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他振興会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項の審議
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(経 費)

第 12 条 振興会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 第 13 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項に規定する会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入
(入会金及び会費)

第 13 条 正会員は、次の金額を入学時に一括納入するものとする。

- (1) 入会金 5,000 円
- (2) 会 費 ア 本学に在学する学生が第一部の学生である場合
年額 5,000 円の 2 年分
イ 本学に在学する学生が第二部の学生である場合
年額 2,000 円の 3 年分

2 賛助会員は、入会時に会費 1 口 (1,000 円) 以上を納入するものとする。

(基 金)

第 14 条 第 3 条第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる事業の円滑な実施に資するため、振興会に、鹿児島県立短期大学振興基金（以下「基金」という。）を設けている。

2 基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金管理運用委員会（昭和 58 年 6 月 1 日解散）に託した鹿児島県立短期大学後援会
(昭和 47 年 4 月 1 日解散) の残余資産
- (2) 第 13 条第 1 項第 1 号に規定する入会金
- (3) 基金に参入することを指定された寄附金品
(会計年度)

第 15 条 振興会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務所)

第 16 条 振興会の事務所は、鹿児島市下伊敷 1 丁目 52 番 1 号の鹿児島県立短期大学内におく。

(帳 簿)

第 17 条 振興会は、常時次の帳簿等を事務所に備える。

なお、その保存期間は県の文書管理規程に準ずることとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 会計簿並びに預金通帳及び振興基金運用に関する帳票
- (4) 予算書及び決算書
- (5) 会議録
(雑 則)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、振興会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

1 この会則は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

2 第 7 条第 2 号の規定にかかわらず、本会設立の初年度（設立年度という。以下同じ。）にあつては、会長及び副会長は設立総会で選出する。

3 第 8 条の規定にかかわらず、設立年度にあつては次の役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) その子弟が第一部 2 年次生の場合 任期 1 年
- (2) その子弟が第二部 2 年次生の場合 任期 2 年
- (3) その子弟が第二部 3 年次生の場合 任期 1 年

4 第 13 条の規定にかかわらず、設立年度に加入する者については、次の特例による。

- (1) 入会金は 2,000 円とする。
- (2) 会費は次のとおりとする。
ア その子弟が第一部 2 年次生の場合 年額 5,000 円の 1 年分
イ その子弟が第二部 2 年次生の場合 年額 2,000 円の 2 年分
ウ その子弟が第二部 3 年次生の場合 年額 2,000 円の 1 年分
- (3) 入会金及び会費の納入の時期は、会長が別に定める。

5 第 15 条の規定にかかわらず、設立年度の会計年度は、この会則の施行の日から昭和 59 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和 7 年 8 月 19 日）

1 この会則は、令和 7 年 8 月 19 日より施行する。